

Title	ジョン・W・チャップマン著 『ルソーは全體主義者か自由主義者か』
Sub Title	John W. Chapman : Rousseau-totalitarian or liberal?
Author	奈良, 和重(Nara, Kazushige)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.11 (1958. 11) ,p.115- 120
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19581115-0115">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19581115-0115</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

かにされていなければならない。ところが、この物権と債権の區別、或は物権の觀念、債権の觀念は、必要に迫られてみるとおよそ漠然としたものである。そこで、著者は物権と債権の區別という基本的な問題に立ち向わなければならない。ここに、第二の研究目標が生まれる。このような著者の思考過程を通して、次のことを知りうる。

すなわち、典型的な物権、典型的な債権をとつて考えれば、物権と債権の區別の問題は起らないで終つてしまふ。この問題が自覺されるのは、物権と債権の境界におかれているとみられるやうな素材（ここで問題となつてゐる賃借人の権利がその代表的なものである）が出現したときである。著者に従えば、「賃借人の権利は物権と債権の境界線上にあるものと考えられてきたことから明らかなように、まさにこの権利の法的性質の確定は、物権と債権の異なつた性格を明確にしうる」という利益がある（緒言七—八頁）。そこで、物権と債権の區別は賃借人の権利の法的性質の確定に役立つものでありながら、かえつて、物権、債権の區別の基準の明確化は、賃貸借契約から生ずる法律關係の検討を契機として行われなければならない。

このような素材と概念の相互的な關連性を考えるとき、社會科學一般の研究法の困難さと興味深さを感じずる。

本書の研究範圍は廣汎にわたり、問題は盡きるところがない。解決は困難である。著者のとつてゐる解決、觀念のすべてが直ちに採用されるものではない。著者が権利を内面と外面とに分けて考察してゐるのは確かに示唆に富むものであるが、同時に、物権と債権の區別の基準を權利の内的構造に求め、その外面、つまり權利の排他性への影響は相對的なものすぎないとして、權利の内面と外面

との關係を斷ち切つてしまふとき、この區別は全く技術的なものに盡き實際上の意味がなくなつてしまふのではないかという疑問が残る。しかし、それは、この研究の重要性、その價值を否定するものではない。本書は、今日、わが國において、再び、借地・借家關係の法が大巾に改正されようとしているとき、直接の關連はなくとも、その根本理論の解明、構成にとつて、一つの反省のよすがともなる。本書の序文を執筆されたジャック・モーリー教授も賞しておられるやうに、本書は *une étude de dimensions considérables*（序文 III—IV 頁）であるといふことができよう。

著者ジャン・デリュベスは、本書における肩書によれば、法學博士、トゥルーズ大學法學部賞及び全國大學法學部賞受賞者、ポルドー大學法學部講師である。なお、本書については、*Revue trimestrielle de droit civil*, 1953, pp. 69-70 にマンリョ・ソリョの紹介がある。（一九五八年八月二八日）（林脇トシ子）

John W. Chapman :

Rousseau—Totalitarian or Liberal?

Columbia University Press. 1956, viii, 154 pp.

ジョン・W・チャップマン著

『ルソーは全體主義者か自由主義者か』

われわれの各々は、身體とすべての力を共同のものとしての一

般意志の最高の指導の下におく。そしてわれわれは各構成員を、全體の不可分の一部として、ひとまとめとして受けとるのだ。

(第一篇第六章)

この契約「社會契約」は、何びとにせよ一般意志への服従を拒むものは、全體全體によつてそれに服従するように強制されるという約束を、暗黙のうちに含んでいる。そしてこの約束だけが他の約束に効力を與えうるのである。このことは、「市民は自由であるように強制される、ということ以外のかかることをも意味していない。なぜなら、そうしたところ、各市民を祖國に引き渡すことによつて、彼をすべての個人的從屬から保護する條件であり、政治機關の裝置と運動を生み出す條件であり、市民としてのさまざまな約束を合法的なものとする唯一の條件であるからだ。この條件がなければ、市民としてのさまざまな約束は、不合理な壓制的なものとなり、恐るべき悪用におちいりやすくなる。

(同第七章)

自然状態から社會状態へのこの推移は、人間のうちにきわめて注目すべき變化をもたらす。人間の行爲において、本能を正義によつておきかえ、これまで缺けていたところの道德性を、その行動にあたえるのである。その時になつてはじめて、義務の階が肉體の衝動と交代し、權利が欲望と交代し、人間は、その時までには自分のことだけを考へていたものだが、それまでと違つた原理によつて動き、自分の好みにきく前に理性と相談しなければならなくなつてゐることに、氣がつく。

(同第八章)

(桑原武夫譯『社會契約論』岩波文庫より)  
(前川貞次)

これらはいずれもルソーの政治思想を學んだことのあるものにとつては、熟知した章句である。けれども、それらをバラフレーズする段になると、誰もが二の足を踏む程厄介な代物がルソーである。チャップマンの書の標題が示す『ルソーは全體主義者か自由主義者か』という問題は、とりわけ、ルソーの政治理論のパラドキシカルな論争として、政治思想史上きわめて有名なものの一つである。本書において著者が意圖するところは、これまでもしばしばなされてきたルソーを全體主義の範疇に屬するものとする主張に對して、反論を加へようとするところにある。つまり「ルソーの政治理論は根本的に全體主義的である、と廣く見做されてゐる。ルソーの理論には、ある非自由主義的な要素が含まれてゐる。だが、自由主義の發展のうちに確固たる地位を占めてゐる他の人々の著述にしても同じことである。しかもルソーには、全體主義の出現について特に責任があるとされる。實際は、彼に向けられる告發の領域、そのものが彼の著述をよく理解しているというよりは、寧ろ誤解していることを示唆している。恐らく、彼の政治理論に關して、もう一つ他の解釋が受け入れられてもよいであらう」(Preface, p. vii.) といふのである。

チャップマンは、先ずルソーの把握した人間性についての心理學的能力・道德的資質を聲明し(Part One: Human Nature and Dynamics)それを通じて、彼の政治理論を解釋していき(Part Two: Political Theory)。最後に、ルソーの理論が近代自由主義と密接に關連してゐることを論證していく(Part Three: Rousseau and Liberalism)。ここでわたくしは、著者の右の説明のメ

ロセスを跡づけようとは思わない。またわたくし自身、彼の見解に批判を加えたいとは思わない。ルソーの思想を分析する限りにおいて、著者の見解は恐らく肯綮に當つていることと思う。政治思想家の大家として知られるF・ウォトキンス教授は、本書について、「その分析は、おおむね、非凡な理解のうえになされ、かつ、よく均衡がとれており……政治思想史上最も當惑させられ、困難極まる人物を理解することに多大の貢献をなしてゐる」(Book Review, by Frederick Watkins, *American Political Science Review*, Vol. II, No. 4, 1957, p. 1105.)と評されてゐる。わたくしは、本書のうちで、チャップマンが「ルソーの政治理論は根本的に全體主義的であり、論理的に獨裁と個人の輕視を含んでいる」という論争を評價することを目的としつつ、彼の理論のうちにある自由主義的要素と全體主義的要素とのもつれ合いを解いている」(七五頁)部分のみを取り上げ、以下に氣付いた點を幾つか記してみた。

著者が本書を一貫して強調しているところは、ルソーの政治理論は、人間の道徳的理想、個人の自由をどう實現していくかという問題である。したがつて、「契約は、人間性の諸要求と一致した、人間の道徳的善質の發展を助長する制度的環境を與えるものと考へらるべきである。一般意志の嚮導のもとにある社會の生活は、人間の利己的性向を中和させ、彼の義務を考慮するよう強制していく」(四一頁)という。では、個人の自由と一般意志との關係はどう理解さるべきか。ここには、ルソーの著書から引用されている多くの箇處は一切省略する。チャップマンによれば、一般意志の表現は「個人的誠實さと集團的努力」との双方を必要とし、個人間の dynamic

interaction の過程、集團審議の結果としての dynamic consensus にほかならない。ルソーの『立法者』はしばしば、一般意志を表現するカリスマ的指導者の如く考へられているけれども、一般意志は決して獨裁者によつて解釋されたり、人民に賦與されたりするものではない。政治的・道徳的自由こそ、一般意志の存在にとつて不可欠のものとされているからである。『立法者』の本質的課題は、自由の諸條件を判別し、設立することである」(七八頁)。つづいてルソーが多元的集團に反對し、全體主義的統合性を理想としていたとか、一般意志は無制約的權威であるとかいわれる見解に反證があげられ、次の如く要約されている。「一般意志の表現は意見の自由を要求し、結社の自由を除外していない。一般意志の範圍には、個人にとつて行動の領域を切り開いている諸條件が加えられている。各個人は法の作成に參與する權利を有する。實際、一般意志の理論によれば、法は、個人が獨自の貢獻をなす討議の過程を通じてのみ、つくることが出来る。ルソーが理想としたのは、討議が合致を生み出すということである。……一般意志の理論に關する限り、ルソーは全體主義的デモクラシーの擁護者ではない」(八五―八六頁)と。最後に、ルソーの政治理論における全體主義的側面を表象するものとして、彼が「社交的感情の強化」を主張し、特に「市民の宗教」なるものを提唱している點に、論及がなされている。『社會契約論』第四編第八章には、例えば、「主權者がその項目をきめるべき、純粹に市民的な信告白がある。それは嚴密に宗教的教理としてではなく、それなくしては、よき市民、忠實な市民たりえぬ、社交的感情としてである」と述べられている。チャップマンによると、この市

民の宗教の目的は、「宗教的・愛國的感情をば、市民の献身と義務の強度な單一的感情へと融合していくこと」(六五頁)にある。この點が往々にして、個人の道德的創造性を共同社會の全體のために犠牲にし、逸脱したパーソナリティを排除しようとする今日の全體主義的オリエンテーションとして見間違えられている。しかしそれはルソーの眞意と隔たること遠い。何故なら、「社交的感情の強化というものは、道德的資質の解放にとつての必要條件ではない。

それは、政府の統制に必要と考えられた裝置に、支持を與えることなのである。ルソーが愛國的教育や市民の宗教を擁護しているのは、それらが一般意志の發生に必要不可欠であるからではなく、寧ろ彼は、これらを以て政府が一般意志と對應を保つのに必要不可欠であると考へているからである。これらはルソーにとつて、手段ではあつても目的ではない」(八八頁)と結論づけられる。

以上のクリティカルな所論は、*カヒットラー*はルソーの結果であるが、*カ*獨裁は一般意志の民主主義理論の論理的・歴史的歸結であるが、というような意見と全く對照的である。チャップマンは、右のような見解を最もよく代表しているものとして、*J・L・タルモン*の次の敘述を引用している。「ルソーの主權者は外面化された一般意志であり、……自然の調和的秩序と本質的に同じものをあらわしている。この概念と人民主權の原理、および人民の自己表現とを結び合わせることに於いて、ルソーは全體主義的デモクラシーをひき起した」(*J. L. Talmou, The Rise of Totalitarian Democracy, Boston, Beacon Press, 1952, p. 43.*)。そして、*タールモン*がこのようにルソーを近代全體主義的デモクラシーの創始者と見

做すのは、何よりも先ず、彼がルソーの一般意志の動態的性質を無視していることに基づく、と批判されている(七八―七九頁)。

\**タールモン*の本書のタイトルは、*Eng. ed., London, Secker & Warburg, 1954, The Origins of Totalitarian Democracy* となつてゐる。なお、ここではこの版によつて引用した。

今やチャップマンの論點は明らかにされたが、ここに次のような疑問が浮んでくる。すなわち、著者の論理的分析がたとえ正しいにしても、フランス革命の精神を現實的に支えていたものが *volonté* であつたとすると、それによつてわれわれは、如何なる解決を與えられたことになるのか、ということである。*タールモン*と同様に、*E・H・カー*は、西歐デモクラシーの傳統に、イギリス革命とフランス革命とからそれぞれ由來する二つのデモクラシーの概念的區別が認められるとして「フランス革命の精神的父であるルソーはまた、近代全體主義的デモクラシーの父であつた。フランスにおける革命の歴史は全體主義的デモクラシーへの傾向を推進していつた」(*E. H. Carr, The Soviet Impact on The Western World, 1949. New York, The Macmillan Company, p. 7.*)と指摘している。われわれの注目すべき點はまさにこうした側面である。フランス革命後半世紀のあいだ、ヨーロッパの歴史には、イギリス的デモクラシーの概念は實際に何らの影響をも與えなかつたとさえいわれている。このように、フランス革命期を中心として支配した理念は、その具象的形態としては「自然的秩序の十八世紀の理念と、人民による遂行と自己表現に關してのルソーの理念の綜合」であつたし、「ルソーの『一般意志』は……全體主義的デモクラシーの推進力

となり、すべての矛盾と「律背反の根源となつた」(Talmon, op. cit., p. 6)といえるのである。チャップマンは本書第三部において、ルソーが古典的自由主義やイギリス功利主義哲學よりも、寧ろ近代自由主義(グリーン・ボサンケット・リンゼイ等)と近似していることを立證している。そうした系譜を辿ることも重要なことであろう。しかしながら他方、ルソーがロベスピエール、サン・ジェスト、バブーフ等とより一層深い思想的結びつきを有していることを、どうして等閑に附すことが許されようか。われわれはやはり、こうした片手落ちをチャップマンに認めざるを得ない。それと同時に、タールモンの優れた研究業績をますます重視しなければならぬのではないか。

チャップマンにとつては、ルソーの自由主義的側面を彫琢することが主要な動機であつた。その問題提起が「全體主義か自由主義か」という二者撰一のかたちで問われる時、自由主義のアンティテーゼとしての全體主義に、いささか否定的偏見が逃れ難いようである。しかもタールモンの場合には、ルソーは「全體主義的デモクラシーにおける自由のパラドックスの定式化」(Ibid., p. 48)として扱われ、ただ単に現代的な意味での全體主義の類型と同一化されているのではない。それ故、ルソーをヒットラーと直結させるような議論に向けられた批判は、タールモンの場合には當てはまらない。「ルソーは、總體的な政治的努力へと全體的に、そして高度に情緒的に吸合していくことがすべてのプライベートゥアన్నిを殺してしまうよう目論まれること、集つた群衆の興奮が最も暴虐的な壓力となつてはたらくこと、因果的・經驗的な活動の過程に何らの餘地をも残すこと

なく、政治というもののスコープを人間の利害や努力の全領域へと擴充することが全體主義への最も近道であること、を氣付いていなかった」(Ibid., p. 47)。ルソーの「矛盾の束」は、計らずも、歴史的形成の場において、その全體主義的側面——タールモンのいう如くに、それは Jacobin improvisation の含む問題であつた——を露呈していつたわけだが、そもそもルソーに對して、全體主義者か自由主義者かという問い方がよくない。甚だ愚問には違いないが果してルソー自身は何と答えてくれるだろうか。恐らく、「わたしは自由主義者だ、全體主義者などとはとんでもない。いやどちらかというところ、わたしは全體主義的デモクラートというにふさわしかろう」。

\*タールモンは「左派の全體主義」と「右派の全體主義」との概念を明確に區別する。前者は人間の理性、その完全性への救済を目的とし、個人主義、合理主義の理念を基調とする。それは、十九世紀におけるマルクス主義のパターンにも連続する。それに對して後者は、歴史的・有機的・人種の實體概念をもち、いわば collective man への情緒性を強調する。したがつてタールモンは「左派の全體主義に關連して、デモクラシーというタームを用いることは正當であるが、右派の全體主義にそれを適應することはできないであろう」(Ibid., p. 7)と述べている。

ルソーの思想に限つたことではなく、政治思想一般についていえることだが、ある思想を考察の對象とする時、われわれは、方法論的には、それが現實にどのように受けとられたか、また受けとられてきているか、それが現實への適應過程で如何なる變容を蒙つたか、

更にそういつたことはその思想構造とどのような関連性をもっているか、という視角からいろいろと再評價してみる必要がある。政治思想そのもののいわば内的論理をめぐつての解釋は、いかなるものでもそれだけで、なんらの最終的解決を興えることはできない。次はアルフレッド・マイヤーがレーニン主義の研究に際していつていふことであるが、「すべての社會思想は、それが書かれた時ばかりでなく、數世紀、數千年の後になつても、論争の的とされる。この理由だけからも、社會思想のある學派について決定的な研究を書くことは不可能である。したがつて、他の人たちが適切に取り扱つたある主題に関する著述は、正當なる學問的業績としてとどまらう。更にはまた、イデオロギーの研究の主題自體がつねに論争の的となるばかりでなく、提出された解釋のどのようなものも、それ自身が論争的なのである」(Alfred G. Meyer, *Leninism*, Harvard University Press, 1957, p. 6.)。とみかくみわれれば、ルソー研究のための重要文献を、また一つもつこととなつた。

(奈良和真)